宇治 市政だより
発行所 宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話㉒3141(代)
印刷所 機関紙協会

国民年金特集号

お問い合せは市役所保険年金課国民年金係へ（電話㉒三一四一番）

国民年金に入って豊かな老後

国民年金は、農業・漁業・商業などの自営業の人、従業員が五人未満の職場で働く人、サービス業などの人とその家族のための年金制度で、年をとったり、障害者となったり、母子世帯になった場合に年金を支給して、生活を安定させるために設けられています。

今回、国民年金のあらましについてまとめてみました。国民年金制度をしらなかったなどの理由であなたが年金制度からとりのこされることのないよう、ぜひごらん下さい。

国民年金のしくみ

国民年金は、厚生年金や船員保険、その他共済組合の年金とともに、年をとったときや病気やケガで障害者になったとき、死亡したときなどに本人や遺族に年金をお支払いし、所得の保障をするものです。

国民年金には次の二種類があります。

(1)保険料を納めて年金を受ける拠出制の年金＝老齢年金、障害年金、母子年金など

(2)保険料を納めなくても一定の条件があれば受けられる無拠出制の年金＝福祉年金

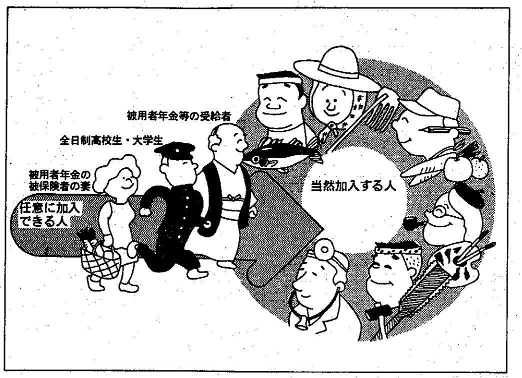

加入しなければならない人

国民年金に必ず加入しなければならない人は、明治四十四年四月二日以後に生まれた二十歳以上の日本国民（国内居住）で、厚生年金など他の公的年金制度に加入していない人です。（強制加入者）

なお、昭和五年四月二日以降に生まれた人は、六十歳までに保険料を最低二十五年間（免除期間を含む）、明治四十四年四月二日から昭和五年四月一日までに生まれた人は、短縮された期間（最低必要期間）の保険料を納めなければ年金を受けられません。表①のように、自分が何年保険料を納めれば年金を受けられるのか計算してみてください。

特に、現在三十五歳以上の方で、未加入の人はすぐに加入手続をすませてください。

ただし、他の公的年金に加入している人の配偶者や恩給・年金を受給中の人とその配偶者、全日制の学生などは希望によって加入できます（任意加入者）。

表①　老齢年金（通算老齢年金）最低必要期間

生年月日	期間
大五・四・一以前	一〇年
大六・四・一	一一
大七・四・一	一二
大八・四・一	一三
大九・四・一	一四
大一〇・四・一	一五
大一一・四・一	一六
大一二・四・一	一七
大一三・四・一	一八
大一四・四・一	一九
大一五・四・一	二〇
昭二・四・一	二一
昭三・四・一	二二
昭四・四・一	二三
昭五・四・一	二四
昭五・四・二以降	二五

保険料の支払い方法は…
来年から月額一千百円に

支払われる年金は、加入者が支払う保険料と国庫負担（保険料の半額）によってまかなわれます。

保険料は、現在月額九百円で、来年の一月からは月額一千百円になります。

また、より多い年金を受けるためにはもっと多くの保険料を納めてもよいという人には、月額四百円を上積みして納める附加年金制度があります。

保険料の滞納をなくし、年金を受けるときに不利なことがないよう、宇治市では次の方法で保険料を納めていただいています。

①嘱託徴収員による臨宅徴収
②地区納付組織による臨宅徴収
③指定金融機関の預金口座からの自動振り込み
④指定金融機関への直接納付
⑤市役所国民年金係の窓口での納付

保険料は納付書によって納付していただきます。納付書は、毎月の納付書と前納納付書からなっていて、三カ月分ごとに納めてもらうことになります。

前納制度もあります

また、前納納付書は、将来の一定期間（基本は一年間）の保険料を前納するときに使います。前納すれば保険料は割引きされます。

さらに、保険料には納期限が三カ月ごとにあり
四～六月分は七月末まで
七～九月分は十月末まで
十～十二月分は一月末日まで
一～三月分は四月末日までに、
それぞれ納めることになっています。もし、納期限内に納めなかったときは、母子・障害・準母子・遺児などの年金の支払いがうけられないことがありますので、各期の末日までに納付してくださるようお願いします。

納付の苦しい方は
免除の申請を

▼申請免除▲

生活が苦しくて保険料が納められないなどのとき、申請して保険料の免除を受けることができます。この免除申請をしないで滞納した場合、年金を受ける上で不利な扱いを受けることがあります。

また、保険料を申請免除できるのは強制加入者だけです。任意加入の方で、生活が苦しくなり保険料の納付が困難になった人は、滞納をしないで、任意加入をやめる手続をしてください。この手続をとらないと、年金を受けるときに不利な扱いを受けたり、年金が受けられない場合もありますので、ご注意ください。

申請免除の場合、免除された期間の年金額は、普通に納めた場合の三分の一に減ります。（国庫負担分のみ）

また、申請免除を受けていた人が、生活が楽になったときなど、さかのぼって免除されていた保険料を追納することができます。この場合、十年前までさかのぼることができ、当時の保険料の額で納めてもらうことになります。

▼法定免除▲

法定免除は申請免除と異り、次の条件にあてはまった場合で、被保険者は保険料を納める必要がなくなります。

(一)障害年金、母子福祉年金、準母子年金を受けられる人
(二)生活保護法による生活扶助、らい予防法によってこれに相当する援助を受けるとき
(三)国立のらい療養所などに入っているとき

なお、法定免除の場合は届出がおくれても免除にあてはまったときにさかのぼって免除されます。申請免除の場合は、免除を申請したとき以降の期間について免除するものであり、その効力もその年度だけですが三年を限度として、免除の申請をすることができます。

納め忘れの保険料は
昭和50年12月31日までに

国民年金の保険料は、二年の時効で納めることができなくなります。このまま放っておくと、これからの期間ずっと納めても納付期間が不足して、年金が受けられないことも考えられます。

そこで、すでに時効になっている未納保険料を納めることができる特例が、昨年の法改定で決まりました。

この特例を受けることができる人は、現在加入している人はもちろん、過去に加入していて現在は加入していない人、まだ加入していないが本来は加入していなければならない人たちです。ただし、任意加入の人については納めることができません。

この特例による未納保険料は月額九〇〇円です。昭和五十年十二月三十一日で、この特例は期限切れとなりますので、ご注意ください。

特に、国民年金に加入しなければならないのにまだ加入していない人で三十五歳以上の人、または加入していても納め忘れがあって年金を受けるのに必要な納付期間を満していない人は、この特例により受給資格をとりましょう。

国民年金の届けは
市役所の年金係へ

国民年金に新らしく加入したり、資格を失くしたときなど、国民年金の届けは、市役所保険年金課国民年金係へお越しください。

▼**資格取得届**＝満二十歳になったときや、会社などをやめて厚生年金の資格を失くしたときで、ハンコと厚生年金などの年金証書を持参してください。

▼**資格取得申し出**＝サラリーマンの奥さんなどが希望によって加入するとき。ハンコを持参してください。

▼**資格喪失届**＝会社などに勤めて、厚生年金に加入したときで、厚生年金証書と国民年金手帳、ハンコが必要です。

▼**資格喪失申し出**＝希望して加入した人が都合によりやめたいとき。国民年金手帳とハンコをもってきてください。

▼**住所（氏名）変更届**＝住所や氏名が変ったときで、手帳とハンコをもってきてください。

▼**保険料納付免除該当の届**＝生活扶助を受けるようになったときで、国民年金手帳とハンコが必要です。

▼**保険料納付免除の申請**＝生活が苦しくて保険料が納められないとき。国民年金手帳とハンコを持ってきてください。

▼**給付金裁定の請求**＝年金や死亡一時金を受けようとするとき。国民年金手帳、ハンコが必要です。なお、福祉年金の場合は、住民票謄本などがいります。

8つの年金はじゅずつなぎ

わが国には、八つの公的年金制度（国民年金、厚生年金、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、公共企業体職員等共済組合、農林漁業団体職員共済組合）があり、それぞれの条件を設けて年金を支払っていますが、どの年金も加入期間が主な条件になっています。このため、各制度を転々とする人は、それぞれの制度から年金を受けられないことになります。

そこで、各制度を通算して、一定の加入期間があれば年金が支払われる「年金通算制度」があります。この通算の方式は、八つの公的年金制度に加入していた期間（通算対象期間）をすべて合算する「じゅずつなぎ方式」になっています。

この制度を活用するために、勤め先をやめられたときや、新たに勤め先の年金に加入するときは、資格取得や喪失の届けを忘れずにしてください。

また、会社をやめて主婦になられた場合も、厚生年金の脱退一時金をもらうとそれまで加入していた厚生年金の期間はなかったことになります。引きつづき国民年金に加入し、厚生年金と国民年金の通算で年金を受けるようにしましょう。

年金額もスライド制

国民年金の年金額は、少なくとも五年毎に物価や国民生活の水準の変動にあわせて改定されることになっていました。しかし、最近の著しい物価上昇の中で、年金額が生活の実態にそぐわなくなってきました。

そこで、今後は、毎年消費者物価指数が五%以上変動すれば、その分だけ年金額を自動的に改定することになりました。

今年は、九月から十六・一%あがっています。

ご利用下さい
国民年金保養センターのご案内

国民年金の加入者、受給者、ご家族の方々をはじめ広く一般の方々の旅行や憩いの場として、お気がるにご利用下さい。

●お申込み、お問い合せは各保養センターへ電話又はハガキで直接（予約は六カ月前から）

名称	所在地	電話	付近
もがみ	山形県最上郡最上町大堀	☎(02334)4―2511	最上川舟下り・ハイキング
阿多多羅	福島県二本松市岳温泉	☎(024324)―2306	安達太良山・ハイキング
草津グリーンパークパレス	群馬県吾妻郡草津町草津白根	☎(027988)―3960	白根山・温泉・スキー
ひみ	富山県氷見市姿九殿	☎(0766)79―1324	灘浦海岸・海釣り
北潟湖畔荘	福井県芦原町北	☎(0776)79―1124	北潟湖・東尋坊
グリーンハイツ養老	岐阜県養老郡養老町小倉七ツ屋	☎(05843)2―3118	養老の滝・東海自然歩道
翠湖苑	滋賀県高島郡高島町萩の浜	☎(07403)6―1140	琵琶湖・北叡めぐり
くまのじ	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町市屋	☎(07355)7―0633	那智の滝・海釣り
湖陵荘	島根県簸川郡湖陵町神西湖畔	☎(0853)43―1311	出雲大社・日御岬
うわじま	愛媛県宇和島市丸穂天神	☎(08952)5―3000	西海海中公園・斗牛
青島太陽閣	宮崎市大字青島	☎(09856)5―1531	日南海岸・青島
垂水温泉ホテル	鹿児島県垂水市錦江町1	☎(09943)2―1531	桜島・ハイキング

●利用料金(一泊二食付)二二〇〇円～二七〇〇円(普通室)（日帰り）二〇〇円～五〇〇円

こんな年金が受けられます

拠出制の年金

拠出制の国民年金の給付には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金、死亡一時金があります。

これらの年金は、本人が裁定請求の手続きをしてはじめて受けられることになります。

年金の支払いは、受けるべき理由の生じた日の属する月の翌月から権利の消滅した日の属する月までとなります。例えば、老齢年金の場合、六十五歳になった誕生日の次の月から年金が支払われることになります。

老齢年金

老齢年金は、保険料を納めた期間と免除を受けた期間があわせて二十五年以上ある人で、六十五歳になったときから終身受けられます。

この二十五年間という資格期間は、昭和三十六年四月一日現在で三十一歳をこえる人（昭和五年四月一日以前に生まれた人）については年齢に応じて二十四年から十年に短縮されます。（一頁の表①）

なお、昭和五年四月一日以前に生まれた人の年金計算については優遇措置がされます。

支給の繰りあげ 繰りさげ

老齢年金は、希望により六十歳から受け始めることができます。また、六十五歳を過ぎてから受け始めることもできます。どちらの場合も、終身、減額または増額された額で年金を受けてもらうことになります。（表②）

表②　繰上げ繰下げ年齢別受給率

うけ始める年齢	うけられる率
60～61 未満	58％
61～62 〃	65％
62～63 〃	72％
63～64 〃	80％
64～65 〃	89％
65歳	100％
66～67 未満	112％
67～68 〃	126％
68～69 〃	143％
69～70 〃	164％
70 歳以上	188％

老齢年金の計算式

（800円×保険料納付済日数）×1,161、但し、免除期間は⅓となります。また昭和5年4月1日以前の生まれの方には加算があります。

附加年金の加算 ──200円×附加保険料納付済月数。

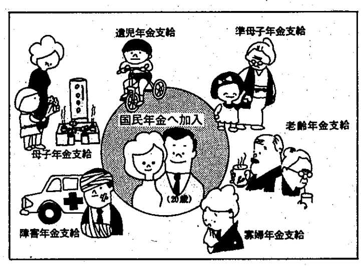

通算老齢年金

通算老齢年金は、保険料を納めた期間と免除の期間が合わせて一年以上ある人が、次の条件を満たしている場合に六十五歳から支払われます。

(一)他の公的年金の加入期間と国民年金の保険料納付済期間と免除期間が合わせて二十五年以上あるとき（昭和五年四月一日以前に生まれた人については特例の期間があります）

(二)国民年金以外の公的年金制度を合算した期間が二十年以上あるとき。

(三)他の公的年金の老齢（退職）年金を受ける資格期間を満たしているとき。

(四)他の公的年金の老齢（退職）年金を受けることができるとき。

なお、この通算される期間には、公的年金制度加入者の配偶者であった期間も含まれます。

障害年金

障害年金は、保険料を引き続き一年以上納めているなど一定の保険料納付の条件にある人が、国民年金法に定める一級、二級の障害者になった時に受けられます。

障害者になった時（廃疾認定日）とは、傷害が三年経ってもなおらないときは三年経った日、三年以内になおった場合はその傷害が固定した日になっています。

また、一定の保険料納付の条件というのは次の四つのことです。

(ア)廃疾認定日の属する月の前月までに保険料納付済期間が十五年以上あること。

(イ)廃疾認定日の属する日の前月までに保険料納付済期間が五年以上あり、その期間が被保険者期間から免除期間をさし引いた期間の三分の二以上であること。

(ウ)直近の基準月の前月までにおける最近三カ年が、保険料納付済期間か免除期間でみたされていること。

(エ)直近の基準月の前月までにおける最近の一年が保険料納付済期間でみたされていること。

要するに最近一年間の保険料が完納されていればよいということです。また、初診の日に被保険者でなかった人（六十歳をこえている人）は、次の三つの条件があれば障害年金を受けることができます。

①廃疾認定日における年齢が六十五歳未満

②国民年金法に定める一級・二級の障害

③廃疾認定日の前日で、老齢年金を受けるのに必要な期間を満たしていること。

なお、障害年金の額は、二級障害者の場合、老齢年金（二十五年）の額と同額（二七万八、六四〇円）になります。一級障害の場合はこの一・二五倍になります。

母子（準母子）年金

母子年金は最近一年の保険料を納めているなど一定の保険料納付条件にある妻が、夫と死別し、十八歳未満の子どもや二十歳未満の心身に障害のある子どもをかかえているときに受けられます。この場合の保険料納付条件は障害年金の場合と同じです。

母子年金の年額は、二七万八、六四〇円です。子どもが二人以上のときは第二子に年額九、六〇〇円、第三子からは一人増すごとに四、八〇〇円が加算されます。

一方、準母子年金は、母子年金と同じで、祖母または姉が十八歳未満（障害者は二十歳未満）の孫か弟妹をかかえているときに受けられ、年金額は母子年金と同額です。

遺児年金

遺児年金は最近一年の保険料を納めているなど一定の保険料納付条件のある父や母に死別し、遺児となった十八歳未満の遺児（二十歳未満の障害児を含む）が受けることができます。年金額は年額二七万八、六四〇円です。

寡婦年金

寡婦年金は、老齢年金をうける資格のある夫が年金を受けずに亡くなった場合、夫が受けるはずであった年金額の半額を妻が六十歳から六十五歳までの間受けるものです。なお、妻が六十歳になっている場合は夫の死亡日の翌月から、六十歳になっていない場合は六十歳から年金を受けられます。

六十五歳からは妻本人の老齢年金が受けられます。

死亡一時金

死亡一時金は、保険料を三年以上納めていた被保険者が何の年金も受けずに死亡した場合に、保険料納付期間の長短に応じて一時金を支給するものです。

この三年以上というのは、死亡したときに被保険者でなかった人でも、以前に三年以上保険料を納めていれば死亡一時金は支払われます。また、附加保険料を納めていた場合は、通常の半額が加算されます。

表③　拠出年金の年金額

年金の種類	分類	保険料納付済期間	年金支給額
1. 老齢年金	定額	25 年	278,640円
		40 年	445,824円
	附加制度加入の時	25 年	338,640円
		40 年	541,824円
2. 障害年金	1 級	1年以上	348,300円
	2 級		278,640円
3. 母子年金 と 4. 準母子年金	子孫弟妹が1人の時	1年以上	278,640円
	〃 2人の時		288,240円
	〃 3人の時		293,040円
5. 遺児年金	遺児 1 人	1年以上	278,640円
	〃 2 人		288,240円
6. 寡婦年金	―	25 年	夫が受ける筈の老齢年金の半額
7. 死亡一時金	―	3年以上	最低 17,000円
			最高 52,000円

各種年金の額は昭和49年9月分からスライドされた額です。

福祉年金

無拠出制の福祉年金は、国民年金の加入期間が短かかったため、一定の期間保険料を納める前に老齢や障害、死亡といった状態になった人や、昭和三十六年の国民年金制度が発足する当時にすでにそういう状態になっていた人などに支払われる年金です。

その種類は、七十歳以上（障害の場合は六十五歳以上）の老人に支払われる老齢福祉年金、重度の障害者（一・二級）に支払われる障害者福祉年金、夫の死亡によって母子世帯になった人に支払われる母子福祉年金、準母子の世帯に支払われる準母子福祉年金の四つがあります。

なお四十九年一月から老齢特別給付金という制度ができました。

老齢福祉年金

明治四十四年四月一日以前に生まれた人に七十歳から支払われます。

しかし、国民年金の特例年金（十年年金、五年年金、新五年年金の高齢任意加入者）を受けている人は除かれます。また、公的年金の受給者にも制限があります。年金額は月額七、五〇〇円です。

老齢特別給付金

明治二十九年四月一日までに生まれた人で、昭和三十六年当時、拠出制の年金に任意加入できなくて老齢年金を受けられず、七十歳まで老齢福祉年金を受けることができないお年寄りには、昭和四十九年一月から老齢特別給付金が支払われています。

年金額は、月額五、五〇〇円です。

母子（準母子）福祉年金

母子福祉年金は、二十歳以後に夫と死別した妻で、中学校卒業前の子どもや二十歳未満の障害児をかかえている人で、次に該当する人に支払われます。

①昭和三十六年四月一日以前に夫と死別した人。

②昭和三十六年四月一日以後に夫と死別した人で

(イ)明治四十四年四月一日以前に生まれた人。

(ロ)明治四十四年四月二日以後に生まれた人で、夫と死別する前に国民年金に加入し母子年金を受けるには加入期間が短かいが、保険料を滞納していないなど一定の保険料納付条件をみたしている人。

年金額は月額九、八〇〇円ですが、子どもが二人以上あるときはそのうち一人について月八〇〇円、あとの子どもについては月四〇〇円加算されます。

また準母子福祉年金は、二十歳以後に、夫や子ども、父または祖父と死別した祖母や姉で、中学校卒業前か二十歳未満の障害児の孫や弟妹を養っている人に支払われます。受けるのに必要な条件は、母子福祉年金と同じです。

障害福祉年金

障害福祉年金は、自分で日常生活の用を足すことのできない程度の重度障害（国民年金法の一・二級に該当する人）にある二十歳以上の人で、次に該当する人が受けられます。

①二十歳前に初診日がある人

②昭和三十六年四月一日前に初診日のある人

③昭和三十六年四月一日以後に初診日があって

(イ)明治四十四年四月一日以前に生まれた人

(ロ)明治四十四年四月二日以後に生まれた人で病気やケガになる前に国民年金に加入し、障害年金を受けるには加入期間が短かいが、保険料を滞納していないなど一定の保険料納付条件をみたしている人

年金額は月額一級一万一、三〇〇円、二級七、五〇〇円です。

福祉年金の支給制限

福祉年金は保険料を納めなくても受けられる年金ですが、収入の多い人やほかの公的年金を受けている人には支払いを制限される場合があります。

■所得の制限

収入が多いため福祉年金の支払いが止められるのは、①受給権者本人にⒶ表のような所得があるとき②配偶者または扶養義務者にⒷ表のような所得があるときです。

所得というのは、前年の収入額からその収入を得るのに必要な経費を控除した後の額で、都道府県民税の課税対象と同じ額です。

表Ⓐ本人の所得

福祉年金の種類	扶養親族等の数 0人	1人	2人以上
	昭和48年の所得額		
老齢福祉年金・障害福祉年金	五〇万円	五九万八〇〇〇円	扶養親族等が二人以上いるときは、二人目から一人につき一五万五〇〇〇円を五九万八〇〇〇円に加算した額。〔扶養親族等のなかに老人扶養親族がいるときは、一人につき（老人扶養親族のほかに扶養親族がいないときは二人めから一人につき）さらに二万七五〇〇円を加算した額〕
母子福祉年金・準母子福祉年金	一四三万六〇〇〇円	扶養新族等がいるときは、その一人につき一五万五〇〇〇円を一四三万六〇〇〇円に加算した額（扶養親族等が老人扶養親族であるときは、一人につきさらに二万七五〇〇円を加算した額）	

表Ⓑ配偶者・扶養義務者の所得

	扶養親族等の数 0人	1人	2人以上
昭和48年の所得額	五三四万七五〇〇円	五五五万五〇〇〇円	扶養親族が二人以上いるときは、二人めから一人につき、一五万五〇〇〇円を五五五万五〇〇〇円に加算した額〔扶養親族がいるときは、老人扶養親族一人につき（老人扶養親族のほかに扶養親族がいないときは、二人めから一人に）さらに二万七五〇〇円を加算した額。〕

■他の公的年金との併給制限

公的年金のうち、厚生年金などの老齢年金、障害年金と、恩給法などに定める戦争公務、一般公務により死亡したり障害の状態になった軍人やその遺族に支払われる恩給や年金、扶助料などとは扱いがちがってきます。

簡単にまとめてみますと、(一)公的年金の額に関係なく福祉年金を全額併給できる公的年金受給者と(二)公的年金の額が十六万円未満である場合に限り福祉年金の全額または一部を併給できる公的年金受給者にわけられます。

年金をまだ受けていない方へ

福祉年金は本人が裁定請求をしてはじめて受けられます。

老齢福祉年金や特別給付金、障害福祉年金に該当すると思われる方で、まだ年金を受けていない方は市役所保険年金課にご相談ください。